

善行駅周辺地区移動円滑化基本構想
道路特定事業計画書

2015年（平成27年）9月
【2019年（令和元年）5月改訂】

藤 沢 市

目 次

1 はじめに	2
2 整備目標年次	3
3 整備の基本方針	3
4 特定事業の種類	3
5 道路特定事業の実施	4
6 重点整備地区の設定	5
6-1 生活関連経路の設定	6
7 道路特定事業	8
路線番号1（生活関連経路）	9
路線番号2（生活関連経路）	11
路線番号3（生活関連経路）	13
路線番号4（生活関連経路）	15
路線番号5（生活関連経路）	17
路線番号6（生活関連経路）	19
路線番号7（生活関連経路）	21
路線番号7-2（生活関連経路）	23
路線番号8（生活関連経路）	25
路線番号8-2（生活関連経路）	27
路線番号9（生活関連経路）	29
路線番号10（準生活関連経路）	31
路線番号11（準生活関連経路）	32
路線番号12（準生活関連経路）	33

1 はじめに

2000年(平成12年)11月「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が施行され、市町村は一定規模の駅などの旅客施設を中心とした地区(重点整備地区)について、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、バリアフリー化のための方針や実施する事業等を内容とする「基本構想」を策定できることとなりました。

本市においても、2002年(平成14年)9月に「交通バリアフリー法」及び藤沢市行政の基本指針である「ふじさわ総合計画2020」等をふまえ、「藤沢市バリアフリー化基本方針」を策定(2015年(平成27年)3月一部改正)し、取り組むべき基本的な方向について定めてきました。

その中で、本市の拠点である藤沢駅周辺地区及び湘南台駅周辺地区について、2002年(平成14年)9月に「藤沢市移動円滑化基本構想」を策定し、2004年(平成16年)2月には具体的な整備指針を定めた「藤沢市移動円滑化基本構想に基づく道路特定事業計画書」を策定しました。

また、2011年(平成23年)12月には、2006年(平成18年)6月に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)に基づき、六会日大前駅周辺において「藤沢市六会日大前駅周辺地区移動円滑化基本構想」を策定し、具体的な整備指針を定めた「六会日大前駅周辺地区移動円滑化基本構想道路特定事業計画書」を策定しました。

その後、2015年(平成27年)9月に、藤沢市の第4の地区として善行駅の徒歩圏を対象とした地区において、道路等のバリアフリー化を推進するため、「バリアフリー法」に基づき「善行駅周辺地区移動円滑化基本構想」を策定し、具体的な整備指針を定めた「善行駅周辺地区移動円滑化基本構想道路特定事業計画書」を策定しました。

この度、2019年(令和元年)5月に、「善行駅周辺地区移動円滑化基本構想」の改訂を行ったことから、併せて「善行駅周辺地区移動円滑化基本構想道路特定事業計画書」の改訂を行ったものです。

2 整備目標年次

整備目標年次は、2018年度（平成30年度）から2026年度（令和8年度）を目標とします。

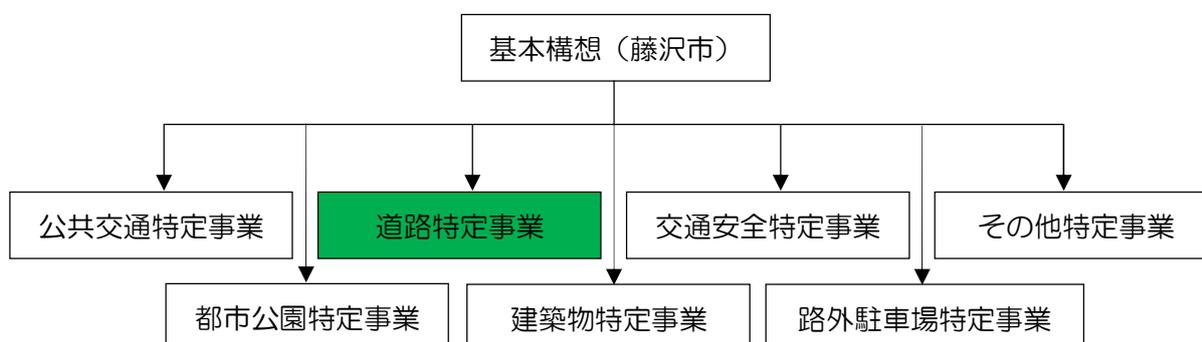
3 整備の基本方針

バリアフリー化事業の実施にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「藤沢市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」、「藤沢市道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を遵守し整備を進めます。ただし、地形条件等により基準に沿った整備が困難な場合については、可能な範囲で基準に適合するよう努めます。

4 特定事業の種類

表1 特定事業の種類

公共交通特定事業	特定旅客施設、特定車両の整備に関するもの
道路特定事業	道路における生活関連の整備に関するもの
交通安全特定事業	信号機等の整備、違法駐車対策等に関するもの
都市公園特定事業	都市公園におけるバリアフリーに関するもの
建築物特定事業	特別特定建築物におけるバリアフリーに関するもの
路外駐車場特定事業	路外駐車場におけるバリアフリーに関するもの
その他の事業	心のバリアフリーなど



5 道路特定事業の実施

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第31条（道路特定事業の実施）

第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

第2条（特定道路）

法第2条第9号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和27年法律第180号）による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

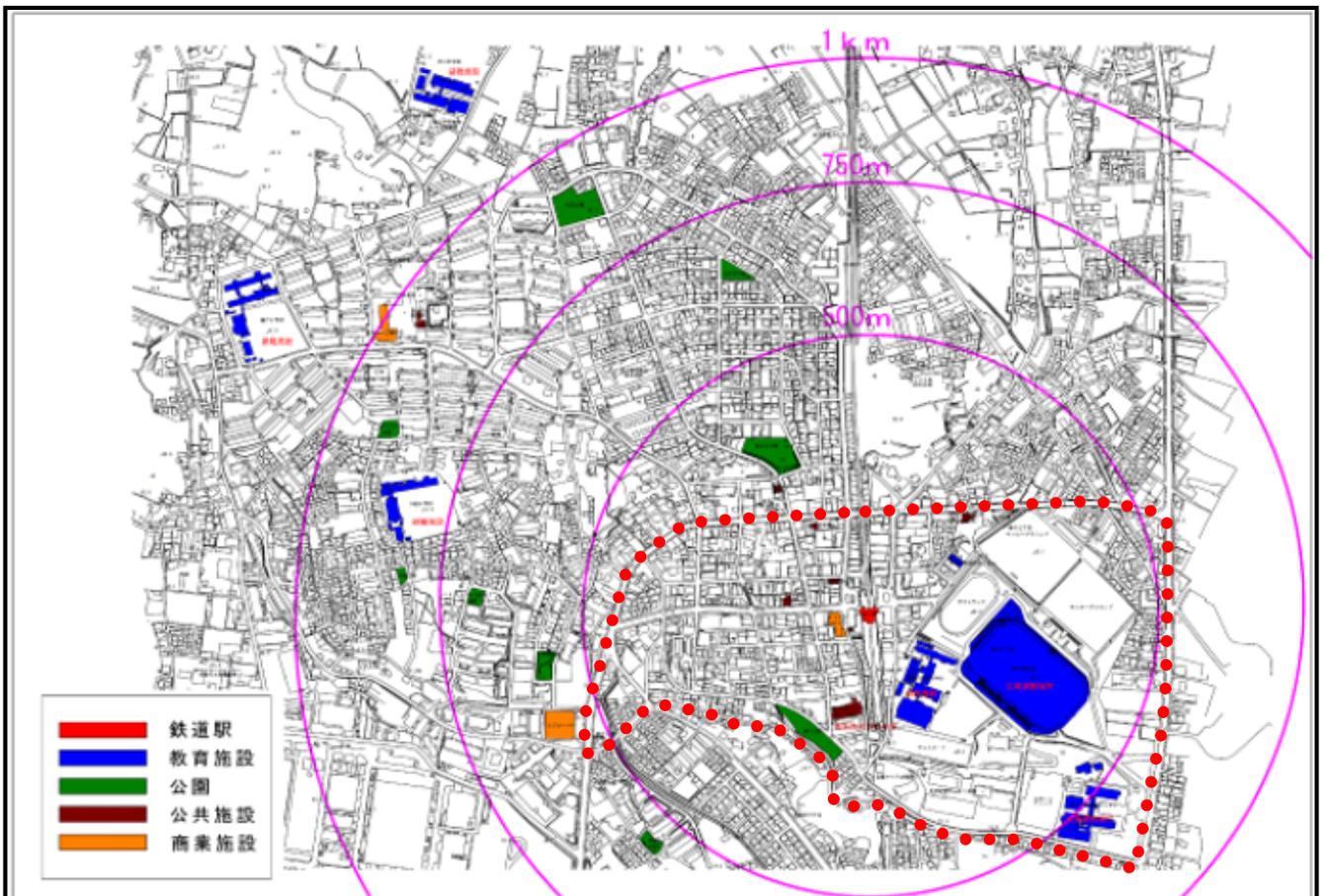
6 重点整備地区の設定

2015年（平成27年）9月に策定された「善行駅周辺地区移動円滑化基本構想」において設定した、重点整備地区は善行駅を中心として徒歩圏内（概ね半径0.50km以内）に高齢者・障がい者等が利用する主要施設（官公庁、医療施設等）を含む区域としました。区域境は主要な道路、河川、鉄道、町丁目境等を総合的に勘案して策定しました。

重点整備地区の概要は以下の通りです。

- ・面積：約0.46km² ・人口（2008年（平成20年）10月）：0.25万人
- ・人口密度：5,435人/km²

出典：都市計画基礎調査（2010年（平成22年度））



6-1 生活関連経路の設定

バリアフリー法では、旅客施設を含む生活関連施設間を結ぶ経路のうち、特にバリアフリー化を重点的に整備していく経路について「生活関連経路」と位置づけ、道路特定事業等を実施することとなっています。また、整備にあたっては、可能な限り幅員や段差、勾配などを移動円滑化基準に適合させなければならないことになっています。善行駅周辺地区では、駅から善行市民センターや県立体育センターの相互間を結ぶ経路などについて、地域の骨格となる経路として特にバリアフリー化を図っていくこととし、以下のように設定しました。

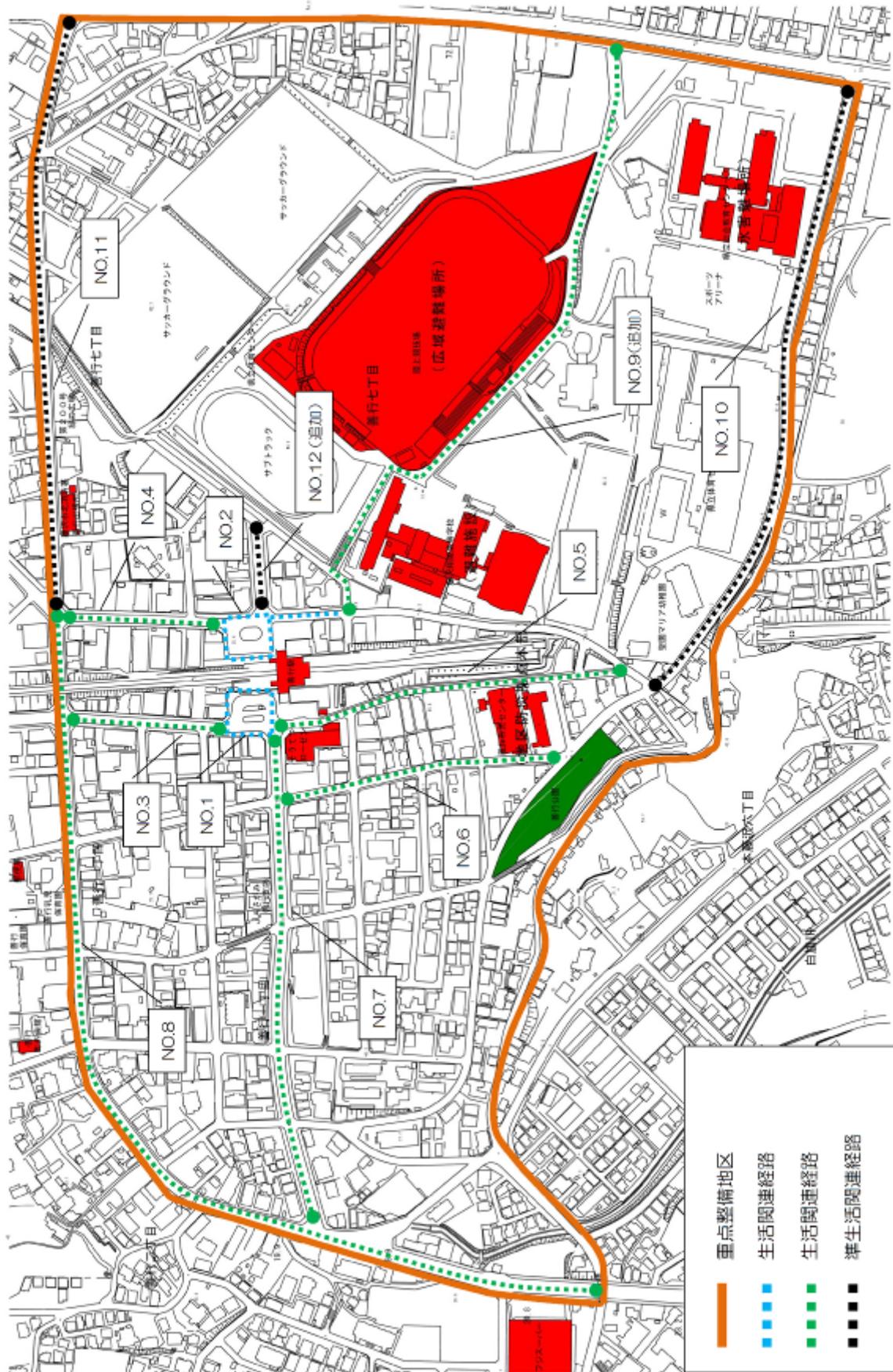
※ 設定の基本的な考え方

- ・ 駅から生活関連施設（多数の高齢者や身体障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設）までの経路を設定します
- ・ 駅を中心として、日常、多くの人に使われており、地域の骨格となる経路を設定します

以上の条件より、善行駅を中心に、動線となる生活関連経路の選定を行いました。選定した経路は以下の9本であり、総延長は2.97kmとなっています。また、将来的に事業を実施する可能性のある経路として、「準生活関連経路」を3本設定しました。総延長は1.02kmとなっています。「準生活関連経路」については、道路特定事業などの短期的な整備は行いませんが、今後の望ましい方向軸を設定し、中長期的な展望を示します。

No.	路線名	主な生活関連施設	延長	備考
1	善行駅西口駅前広場	善行駅 相鉄ローゼン	0.20 km	生活関連経路
2	善行駅東口駅前広場 善行1号線	善行駅	0.26 km	生活関連経路
3	善行長後線	善行駅	0.17 km	生活関連経路
4	善行駅東口駅前通り線	善行駅	0.18 km	生活関連経路
5	善行5号線	善行駅 相鉄ローゼン 善行市民センター	0.27 km	生活関連経路
6	教育センター南通り線	善行市民センター	0.21 km	生活関連経路
7	善行12号線 善行25号線	善行駅 相鉄ローゼン	0.38 km	生活関連経路
8	石名坂善行線	フジスーパー 郵便局	0.74 km	生活関連経路
9	善行6号線 県立体育センター内通路	善行駅 体育（教育）センター	0.56 km	生活関連経路
計			2.97 km	

10	教育センター南通り線	体育（教育）センター	0.51 km	準生活関連経路
11	石名坂善行線	体育（教育）センター	0.45 km	準生活関連経路
12	善行9号線	善行駅 体育（教育）センター	0.06 km	準生活関連経路
計			1.02 km	



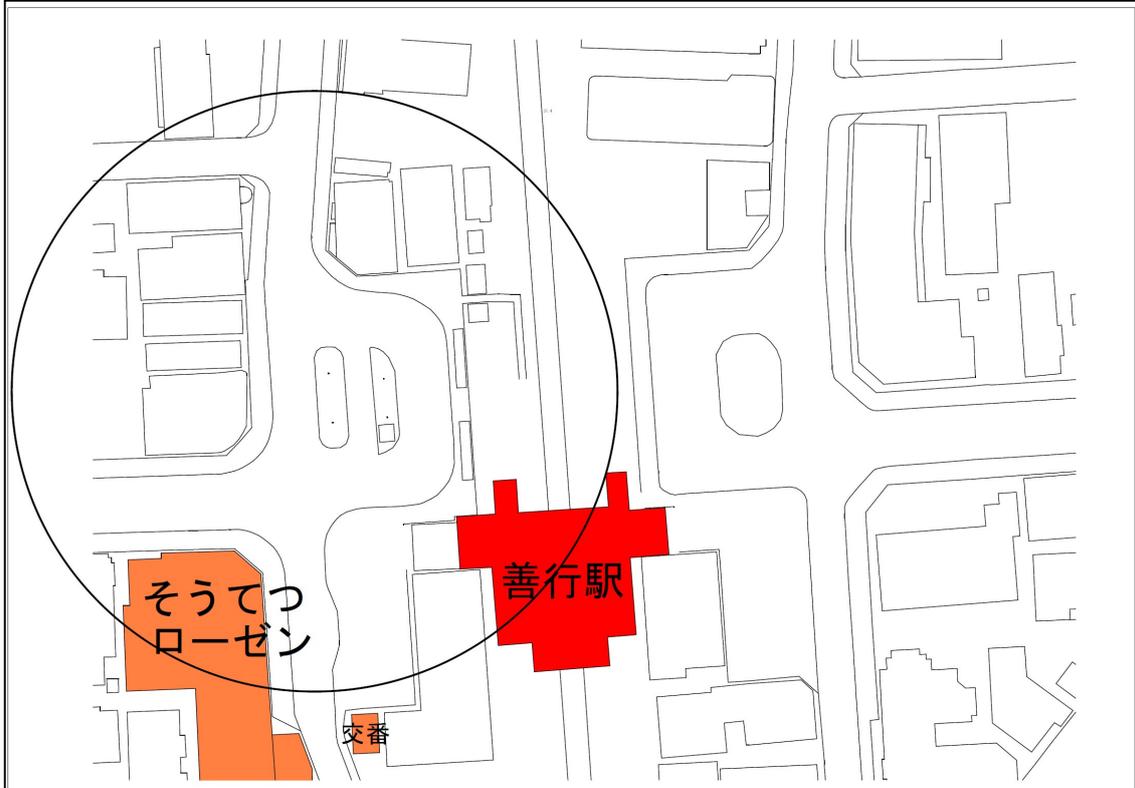
7 道路特定事業

整備方針及び路線別の整備概要に基づき、事業計画の策定を行いました。
次頁以降に路線別の事業計画を示します。

路線番号1

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	善行駅西口駅前広場（生活関連経路）		
事業区間	善行駅西口駅前広場		
延 長	0.20km		
2. 事業予定年度			
着 手	2019年度 （令和元年度）	完 了	2019年度 （令和元年度）
3. 事業内容			
整 備 の 内 容			
①車道及び歩道の舗装打換			
②植栽の整理			
③支障となる占用物の移設			
④障がい者及び一般乗降者用の停車施設の検討			
⑤視覚障がい者誘導用ブロックの新設（再設置含む）			
⑥休憩施設（ベンチ）の検討			
4. 事業実施に際し配慮すべき事項			
<p>駅前広場という地区の玄関口であるため、バリアフリー化に対する要望は多岐にわたる。また、植栽のあり方や、舗装材の選定などについても、地域の声を反映させたものにする必要がある。整備にあたっては、地域住民との協議、交通事業者との協議、商店街との協議など、事前調整を入念に行うことが必要な路線である。</p>			

5. 位置図

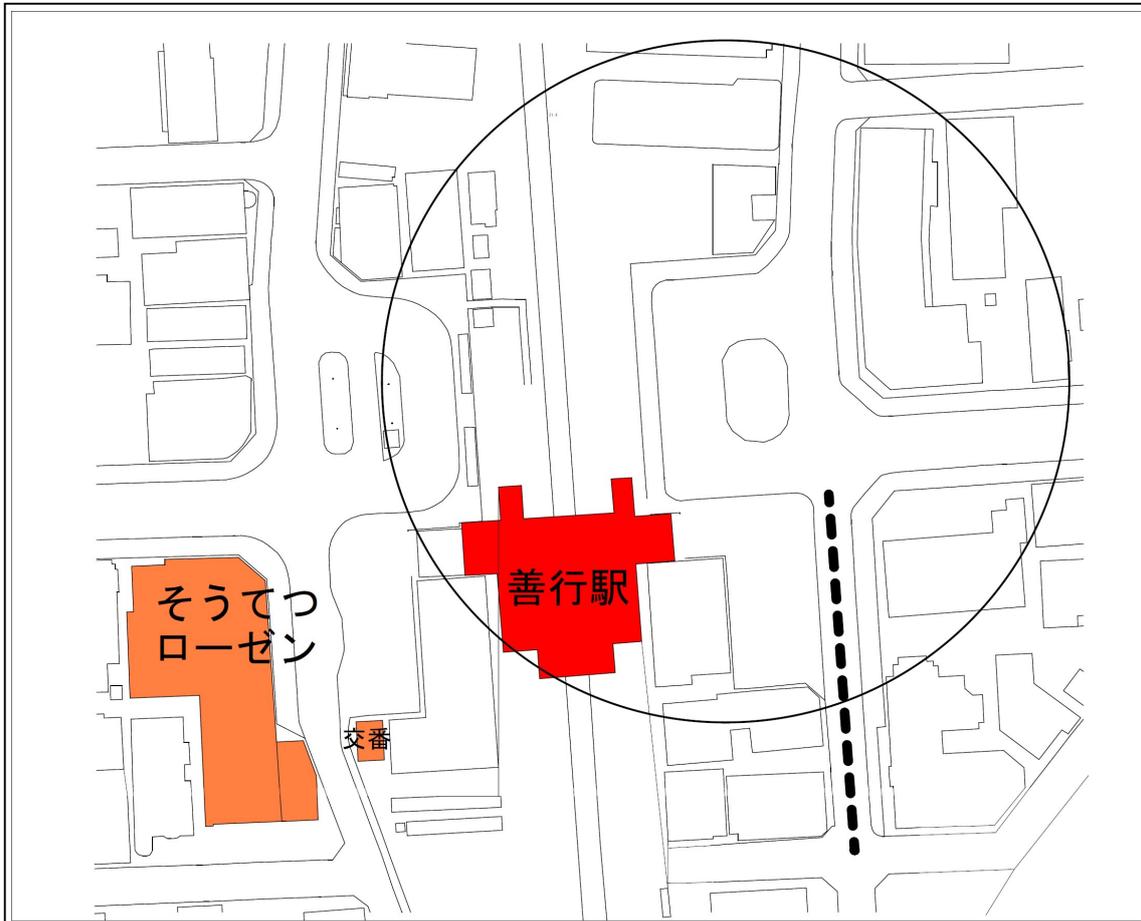


現況写真

路線番号 2

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	善行駅東口駅前広場・善行1号線（生活関連経路）		
事業区間	善行駅東口駅前広場		
延 長	0.26km		
2. 事業予定年度			
着 手	2018年度 （平成30年度）	完 了	2018年度 （平成30年度）
3. 事業内容			
整 備 の 内 容			
①車道及び歩道の舗装打換			
②植栽の整理			
③支障となる占用物の移設			
④障がい者及び一般乗降者用の停車施設の検討			
⑤視覚障がい者誘導用ブロックの新設（再設置含む）			
⑥休憩施設（ベンチ）の検討			
4. 事業実施に際し配慮すべき事項			
<p>駅前広場という地区の玄関口であるため、バリアフリー化に対する要望は多岐にわたる。また、植栽のあり方や、舗装材の選定などについても、地域の声を反映させたものにする必要がある。整備にあたっては、地域住民との協議、交通事業者との協議、商店街との協議など、特に事前準備を入念に行うことが必要な路線である。</p>			

5. 位置図

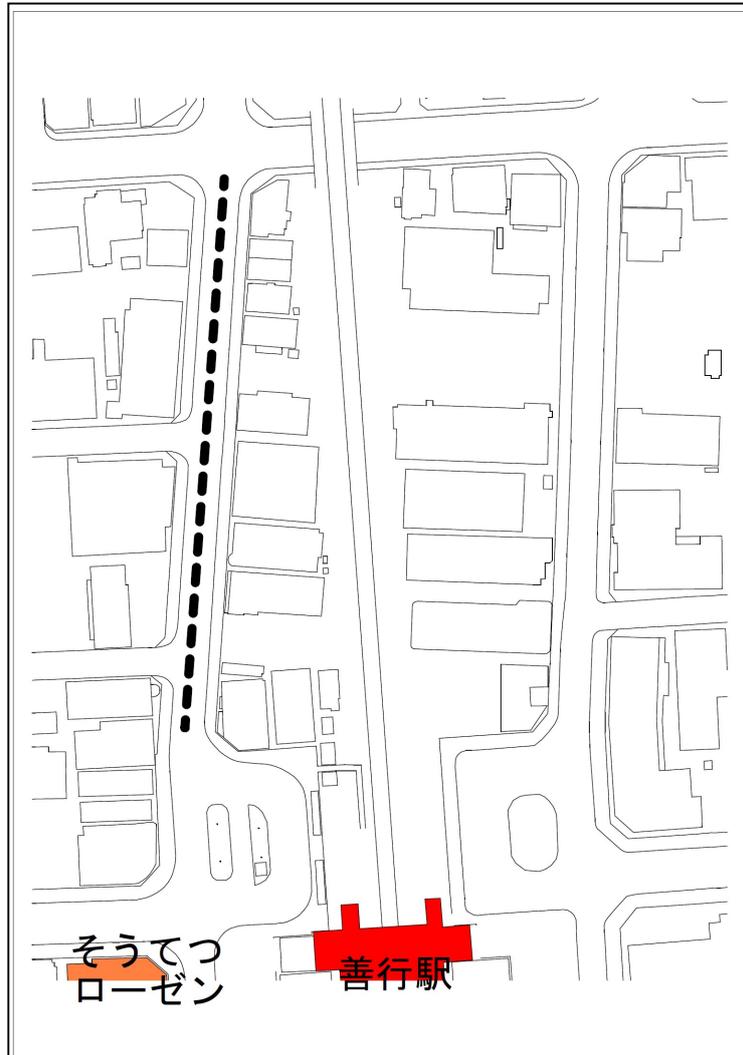


現況写真

路線番号 3

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	善行長後線（生活関連経路）		
事業区間	善行駅西口駅前広場～石名坂善行線		
延 長	0. 1 7 k m		
2. 事業予定年度			
着 手	2018年度 （平成30年度）	完 了	2019年度 （令和元年度）
3. 事業内容			
整 備 の 内 容			
①車道及び歩道の舗装打換			
②歩道の段差解消			
③植栽の整理			
④支障となる占用物の移設			
⑤視覚障がい者誘導用ブロックの新設（再設置含む）			
⑥休憩施設（ベンチ）の検討			
⑦手すりの検討			
4. 事業実施に際し配慮すべき事項			
<p>地区内の生活関連経路の中でも、縦断勾配のある路線であり、バリアフリー化の要望以外にも、手すりや休憩施設などの要望もある路線である。そのため、事業化にあたっては、植栽の再配置などを行いながら、限られた歩道幅員のなかで、効果的な補助的施設の導入を検討する。</p>			

5. 位置図

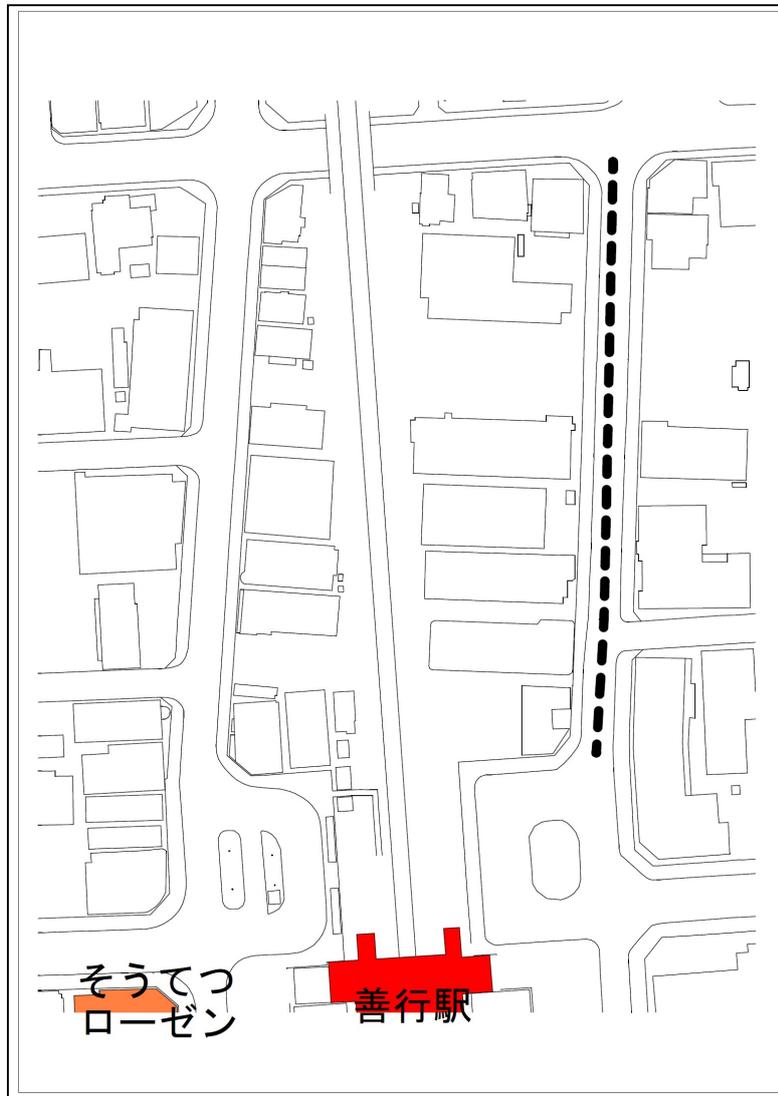


現況写真

路線番号 4

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	善行駅東口駅前通り線（生活関連経路）		
事業区間	善行駅東口駅前広場～石名坂善行線		
延 長	0.18km		
2. 事業予定年度			
着 手	2018年度 （平成30年度）	完 了	2018年度 （平成30年度）
3. 事業内容			
整 備 の 内 容			
①車道及び歩道の舗装打換			
②歩道の段差解消			
③植栽の整理			
④支障となる占用物の移設			
⑤視覚障がい者誘導用ブロックの新設（再設置含む）			
⑥休憩施設（ベンチ）の検討			
⑦手すりの検討			
4. 事業実施に際し配慮すべき事項			
<p>地区内の生活関連経路の中でも、縦断勾配のある路線であり、バリアフリー化の要望以外にも、手すりや休憩施設などの要望もある路線である。そのため、事業化にあたっては、植栽の再配置などを行いながら、限られた歩道幅員のなかで、効果的な補助的施設の導入を検討する。</p>			

5. 位置図

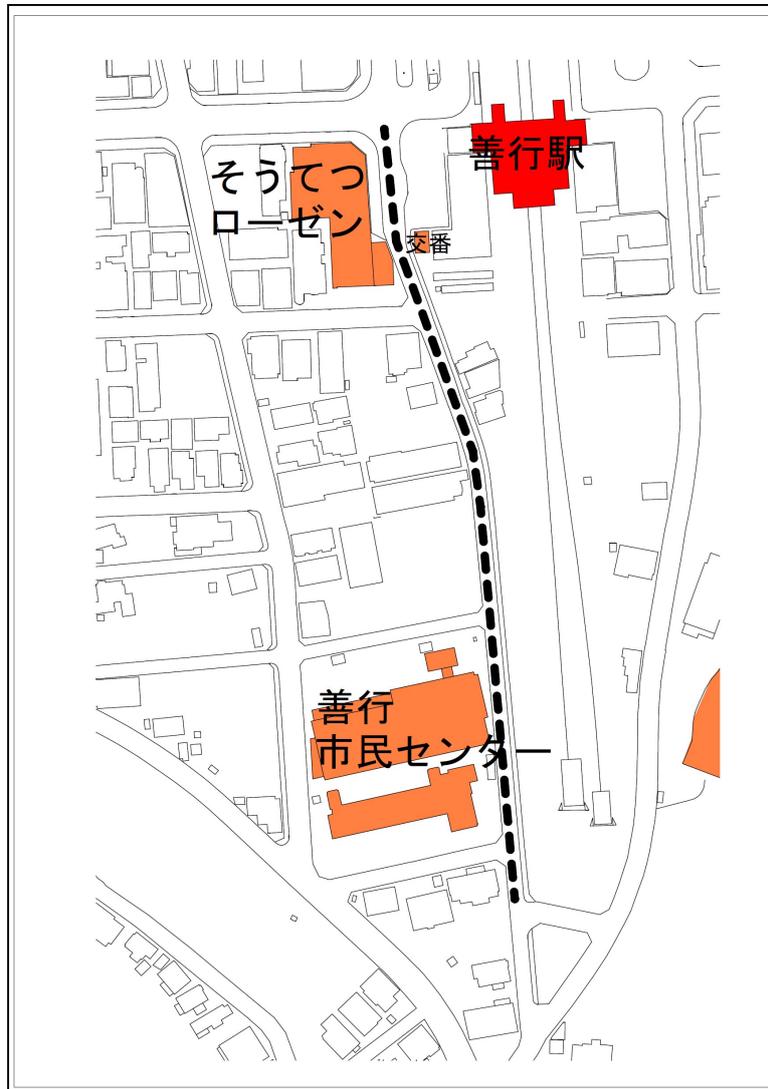


現況写真

路線番号 5

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	善行 5 号線（生活関連経路）		
事業区間	善行駅西口駅前広場～善行市民センター		
延 長	0.27 km		
2. 事業予定年度			
着 手	2021年度 （令和3年度）	完 了	2021年度 （令和3年度）
3. 事業内容			
整 備 の 内 容			
①車道及び歩道の舗装打換			
②歩道の段差解消			
③視覚障がい者誘導用ブロックの新設（再設置含む）			
④手すりの検討			
4. 事業実施に際し配慮すべき事項			
<p>地区内の生活関連経路の中でも、最も縦断勾配のある路線であり、また、歩道幅員が1 m程度しかない路線である。しかし、現在の車道幅員は必要最低限の幅員しか確保されていないため、車両の交互通行を確保したまま、車道幅を狭くすることは困難である。そのため、事業化にあたっては、車両の一方通行化も視野に入れ、歩道の拡幅を検討する。その際には、周辺及び沿道住民の総意が必要になる。</p>			

5. 位置図

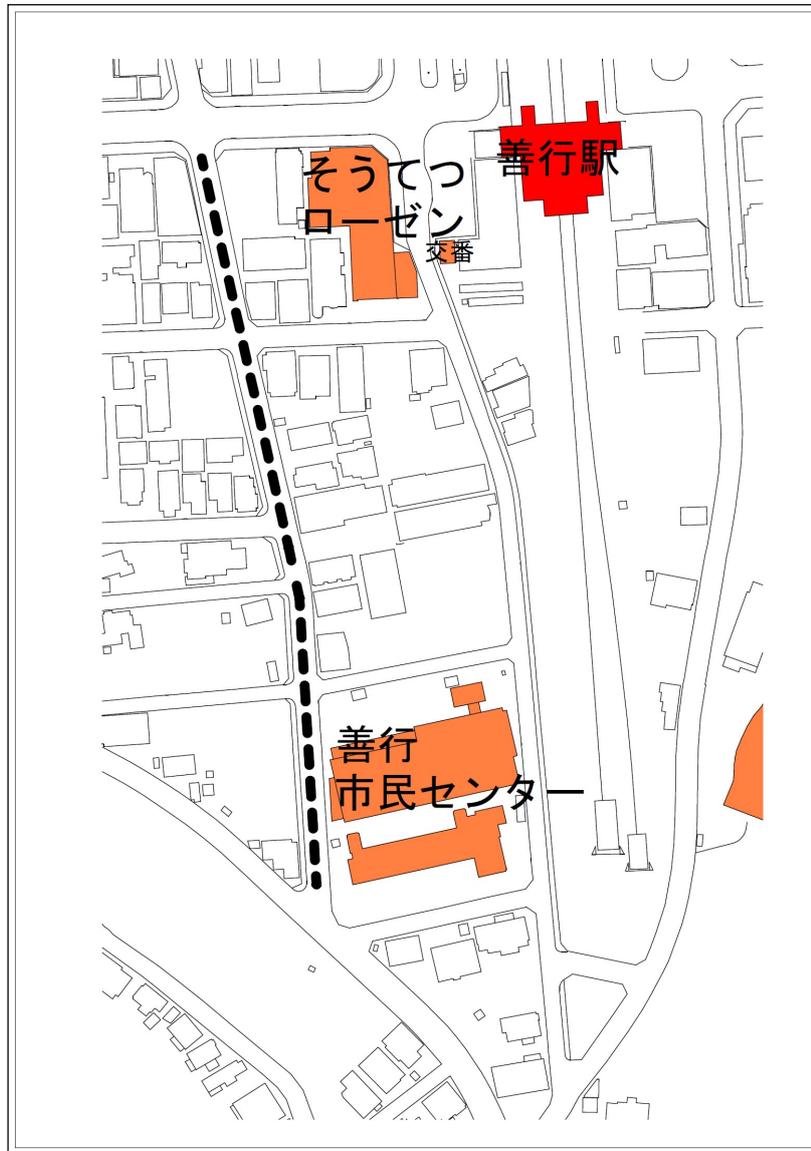


現況写真

路線番号 6

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	教育センター南通り線（生活関連経路）		
事業区間	相鉄ローゼン西側～善行市民センター		
延 長	0.21 km		
2. 事業予定年度			
着 手	2020年度 （令和2年度）	完 了	2020年度 （令和2年度）
3. 事業内容			
整 備 の 内 容			
①車道及び歩道の舗装打換			
②歩道の段差解消			
③支障となる占用物の移設			
④視覚障がい者誘導用ブロックの新設（再設置含む）			
4. 事業実施に際し配慮すべき事項			
<p>当該路線は、善行5号線までのルートと同様に、善行市民センターまでのアクセス機能を有する路線である。また、善行5号線の歩道幅員がバリアフリー基準を満たすことが困難な場合には、当該路線が善行5号線の代替路線として機能することも考えられるため、計画を立案する際には、善行5号線と合わせた計画立案を行う必要がある。</p>			

5. 位置図

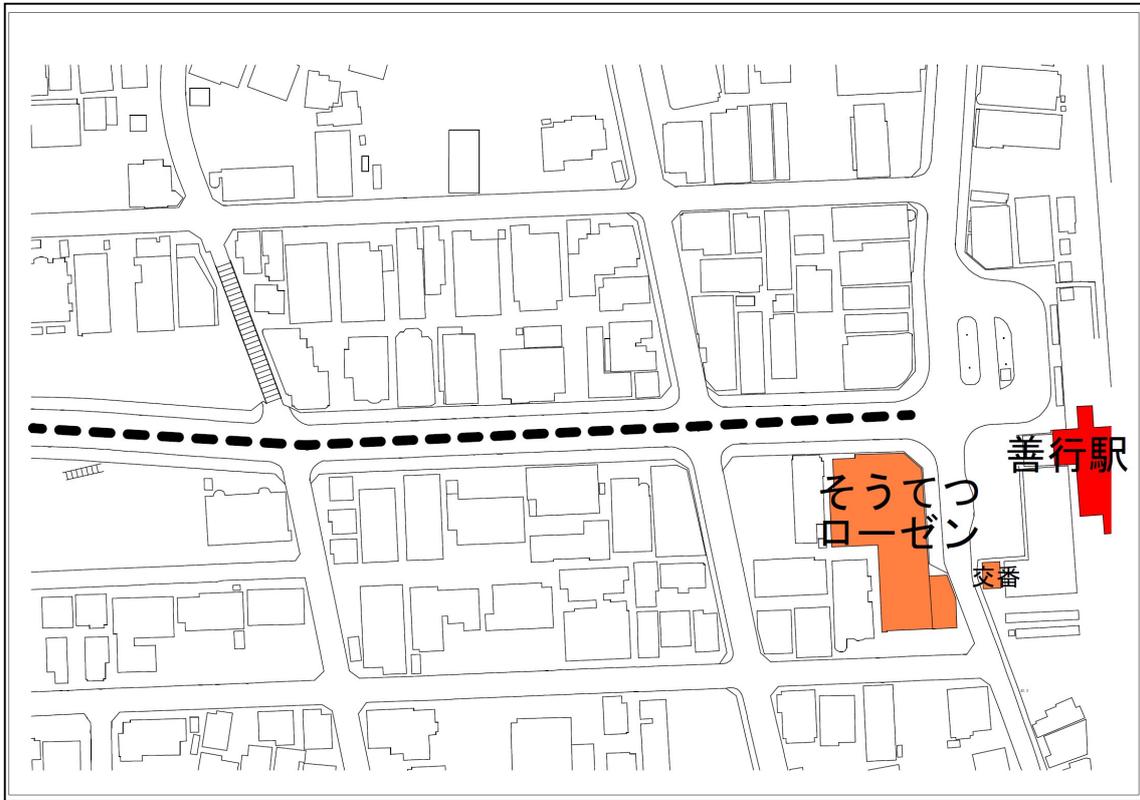


現況写真

路線番号 7

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	善行 12 号線・善行 25 号線（生活関連経路）		
事業区間	相鉄ローゼン～石名坂善行線		
延 長	0.38 km		
2. 事業予定年度			
着 手	2022年度 （令和4年度）	完 了	2023年度 （令和5年度）
3. 事業内容			
整 備 の 内 容			
①車道及び歩道の舗装打換			
②歩道の段差解消			
③植栽の整理			
④支障となる占用物の移設			
⑤視覚障がい者誘導用ブロックの新設（再設置含む）			
⑥休憩施設（ベンチ）の検討			
⑦手すりの検討			
4. 事業実施に際し配慮すべき事項			

5. 位置図

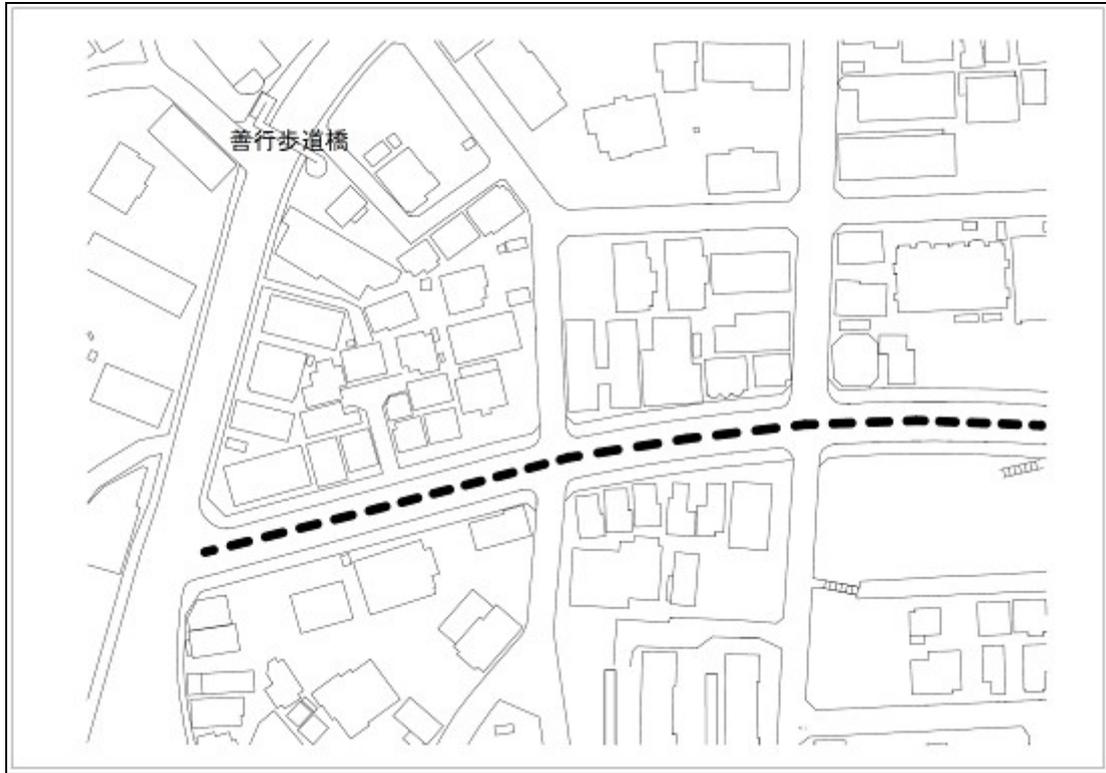


現況写真

路線番号 7-2

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	善行 12 号線・善行 25 号線（生活関連経路）		
事業区間	相鉄ローゼン～石名坂善行線		
延 長	0.38 km		
2. 事業予定年度			
着 手	2022年度 （令和4年度）	完 了	2023年度 （令和5年度）
3. 事業内容			
整 備 の 内 容			
①車道及び歩道の舗装打換			
②歩道の段差解消			
③植栽の整理			
④支障となる占用物の移設			
⑤視覚障がい者誘導用ブロックの新設（再設置含む）			
⑥休憩施設（ベンチ）の検討			
⑦手すりの検討			
4. 事業実施に際し配慮すべき事項			

5. 位置図

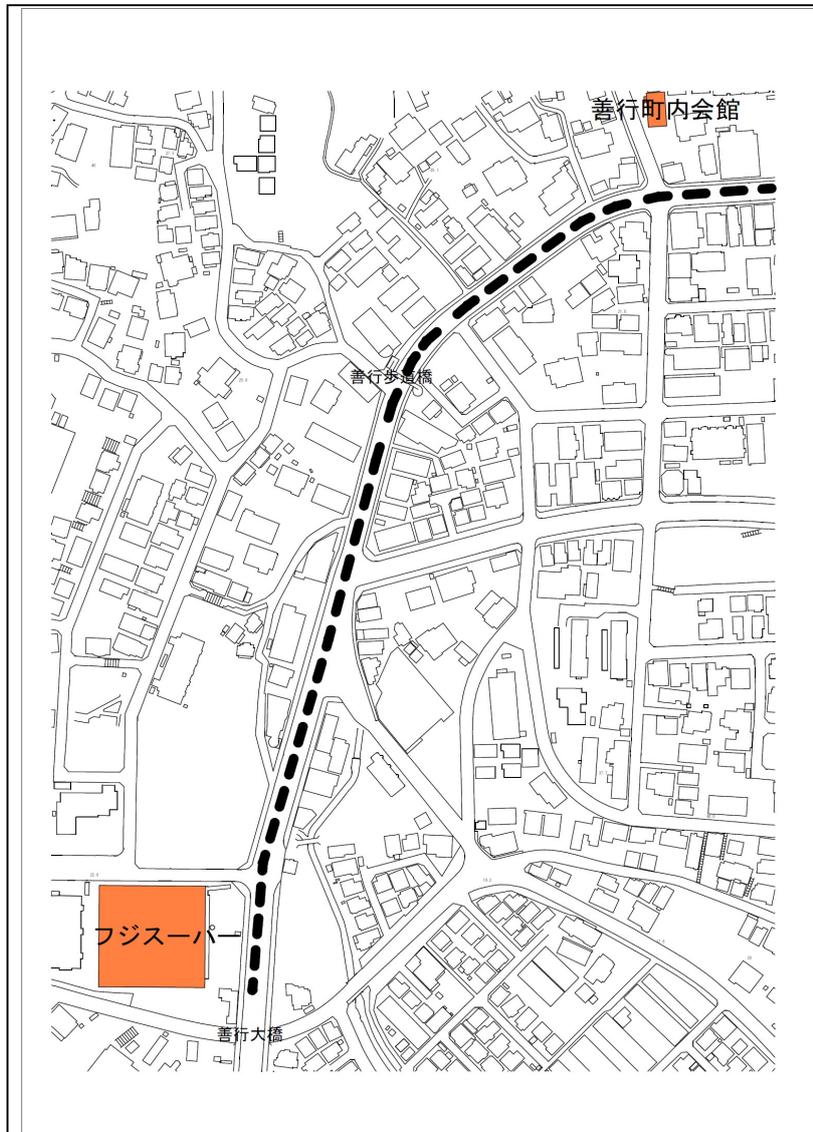


現況写真

路線番号 8

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	石名坂善行線（生活関連経路）		
事業区間	フジスーパー～小田急線ガード下付近		
延 長	0.74 km		
2. 事業予定年度			
着 手	2024年度 （令和6年度）	完 了	2026年度 （令和8年度）
3. 事業内容			
整 備 の 内 容			
①車道及び歩道の舗装打換			
②歩道の段差解消			
③歩道の拡幅			
④支障となる占用物の移設			
⑤視覚障がい者誘導用ブロックの新設（再設置含む）			
4. 事業実施に際し配慮すべき事項			
<p>本路線は、都市計画道路石名坂善行線として位置づけられ、地域の主要な路線であるとともに、善行長後線や藤沢石川線などにも接続し、生活関連経路の中でも、車両の交通量が最も多い路線であり、沿道では多くの商業施設等が立地している。</p> <p>事業を行う際には、夜間での施工も想定されることから、事前調整を入念に行い、円滑に事業を進める必要がある。</p>			

5. 位置図

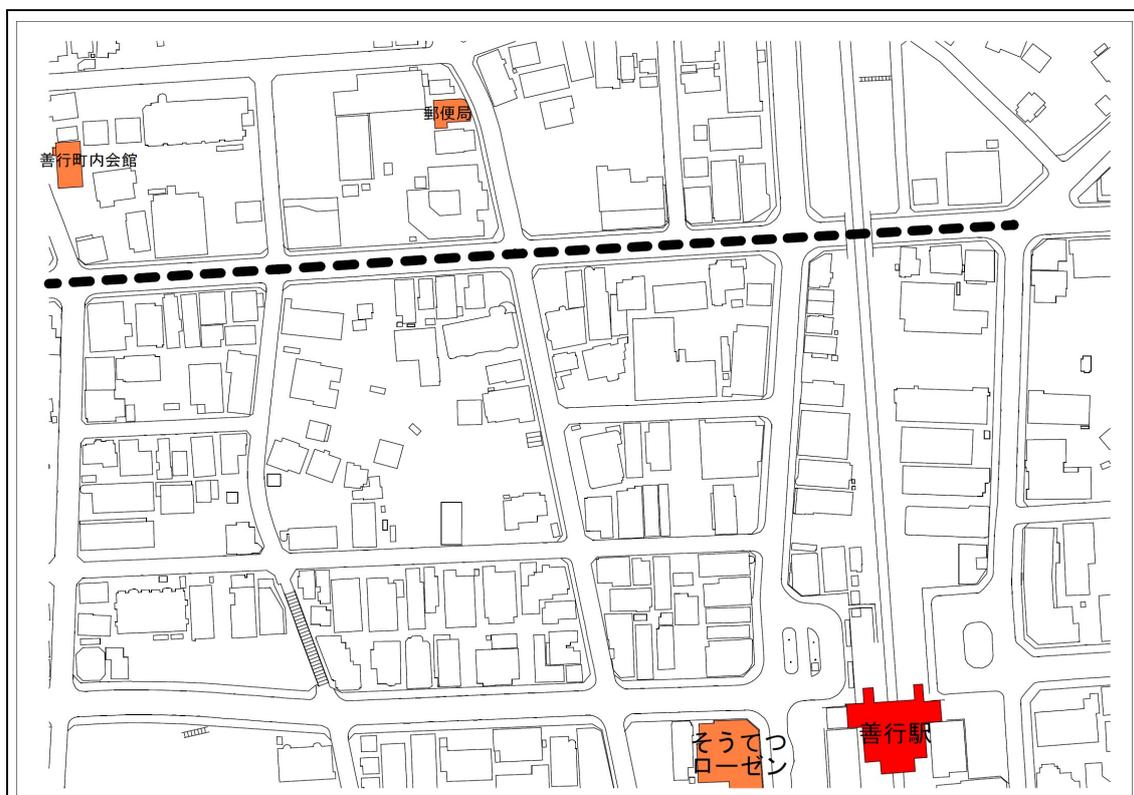


現況写真

路線番号 8-2

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	石名坂善行線（生活関連経路）		
事業区間	フジスーパー～小田急線ガード下付近		
延 長	0.74 km		
2. 事業予定年度			
着 手	2024年度 （令和6年度）	完 了	2026年度 （令和8年度）
3. 事業内容			
整 備 の 内 容			
①車道及び歩道の舗装打換			
②歩道の段差解消			
③歩道の拡幅			
④支障となる占用物の移設			
⑤視覚障がい者誘導用ブロックの新設（再設置含む）			
4. 事業実施に際し配慮すべき事項			
<p>本路線は、都市計画道路石名坂善行線として位置づけられ、地域の主要な路線であるとともに、善行長後線や藤沢石川線などにも接続し、生活関連経路の中でも、車両の交通量が最も多い路線であり、沿道では多くの商業施設等が立地している。</p> <p>事業を行う際には、夜間での施工も想定されることから、事前調整を入念に行い、円滑に事業を進める必要がある。</p>			

5. 位置図

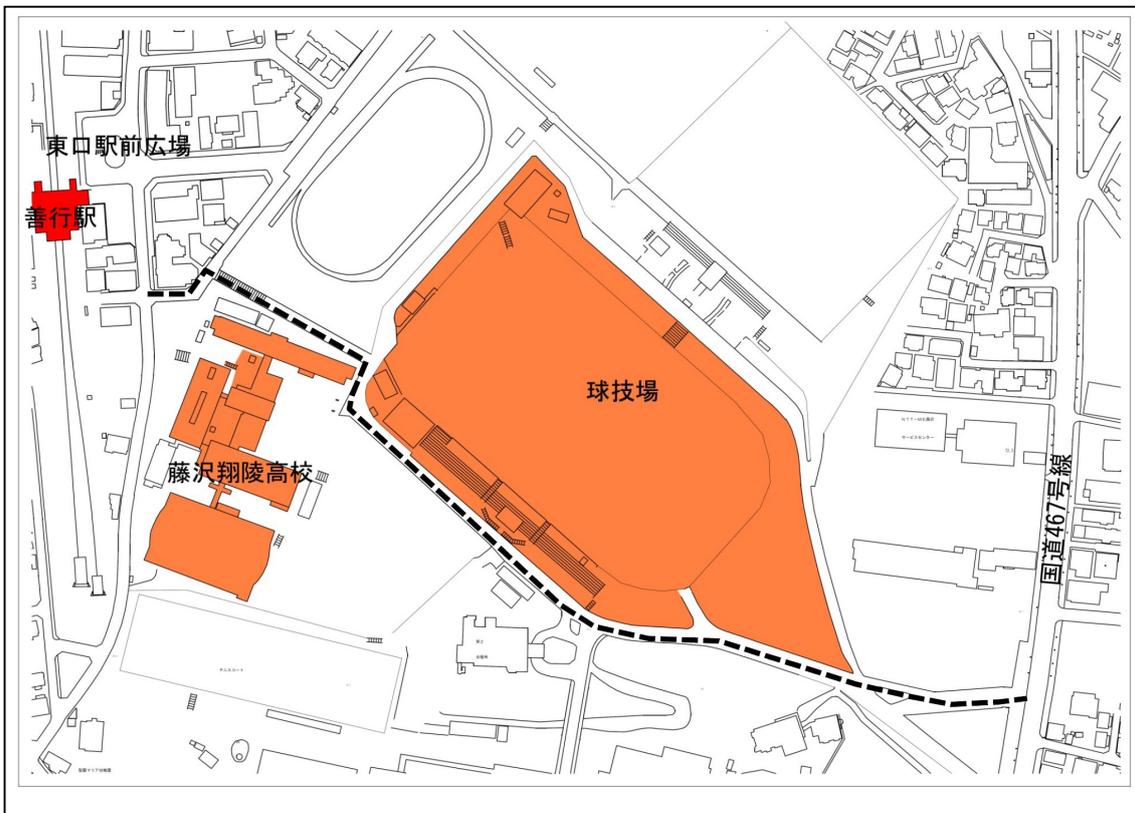


現況写真

路線番号 9

1. 事業区間			
管 理 者	神奈川県・藤沢市		
路 線 名	善行6号線・県立体育センター内通路（生活関連経路）		
事業区間	善行駅東口駅前広場～国道467号		
延 長	0.56km		
2. 事業予定年度			
着 手	2019年度 （令和元年度）	完 了	2020年度 （令和2年度）
3. 事業内容			
整 備 の 内 容			
①視覚障がい者誘導用ブロックの新設（再設置含む）			
②エレベーター等の設置			
4. 事業実施に際し配慮すべき事項			
<p>当該路線は、善行6号線と県立体育センター内通路の間で高低差約9mの階段があるため、神奈川県と藤沢市の共同事業としてエレベーター等を設置し車いすでの通行ができるようにする。</p>			

5. 位置図



現況写真

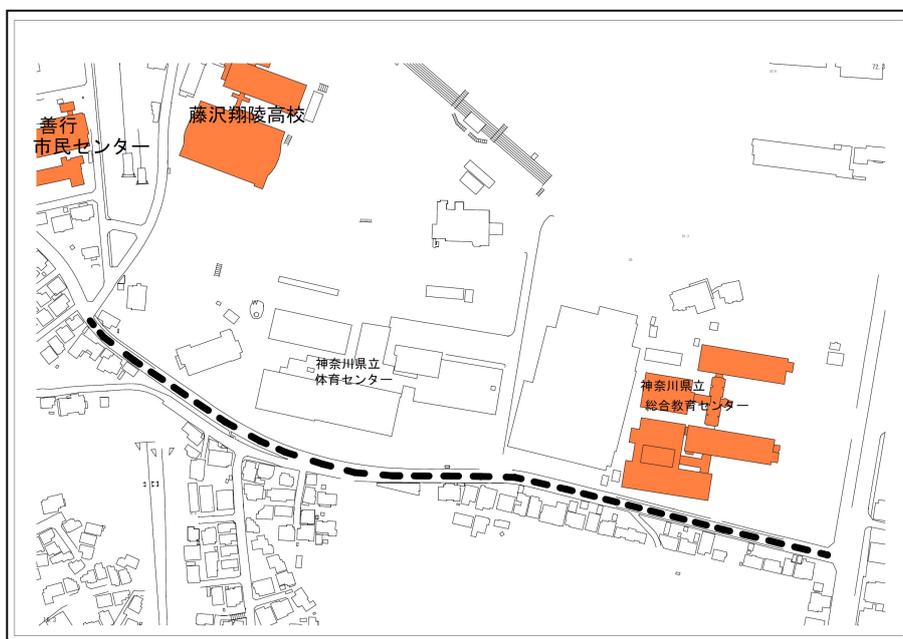
路線番号 10

1. 事業区間	
管 理 者	藤沢市
路 線 名	教育センター南通り線（準生活関連経路）
事業区間	マリア幼稚園～県立教育センター前交差点
延 長	0.51 km

2. 中長期的な展望

当該路線は善行駅と県立体育センターとのアクセス路線である。2019年（令和元年）現在、県立体育センター等再整備事業が進められており、今後、当該路線の利用状況を見ながら、バリアフリー化の検討を進める。

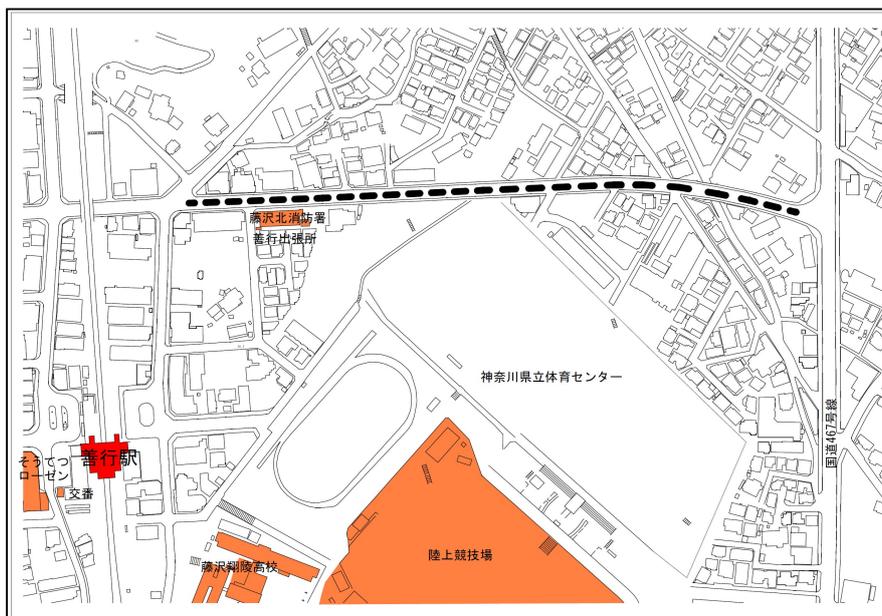
3. 位置図



現況写真

路線番号 11

1. 事業区間	
管 理 者	藤沢市
路 線 名	石名坂善行線（準生活関連経路）
事業区間	小田急線ガード下付近～国道 467 号線（善行入口交差点付近）
延 長	0.45 km
2. 中長期的な展望	
<p>当該路線は善行駅と県立体育センターとのアクセス路線である。2019年（令和元年）現在、県立体育センター等再整備事業が進められており、今後、当該路線の利用状況を見ながら、バリアフリー化の検討を進める。</p>	
3. 位置図	



現況写真

路線番号 12

1. 事業区間	
管理者	藤沢市
路線名	善行9号線（準生活関連経路）
事業区間	善行駅東口駅前広場～県立体育センター擁壁付近
延長	0.06km
2. 中長期的な展望	
当該路線は善行駅と県立体育センターとのアクセス路線であるが、勾配が急なため善行6号線の補助的な路線と位置づけ、今後、当該路線の利用状況を見ながら、バリアフリー化の検討を進める。	
3. 位置図	



現況写真



善行駅周辺地区 移動円滑化基本構想 道路特定事業計画書

2015年（平成27年）9月

2019年（令和元年）5月改訂

作成 藤沢市道路河川部道路整備課

〒251-8601

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-25-1111

ホームページ <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>